

## 第22期第15回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年2月14日（水） 14：00～

2 場 所 豊前海水産会館  
京都郡苅田町磯浜町1-2-6  
電話 093-434-1704

### 3 議 題

(1) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（諮問） 資料1

(2) 福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と、山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流しさし網漁業について（協議） 資料2

(3) なるとびえい流し刺し網漁業許可の有効期間について（協議） 資料3

(4) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（報告） 資料4

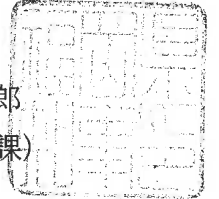
(5) その他

・豊前海区でのTAC管理の検討状況について（報告）

5水第1699号  
令和6年2月9日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿  
福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿  
福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局水産振興課)



水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について (諮問)

沿岸漁場整備開発法 (昭和49年法律第49号) 第7条の2第1項の規定により、標記基本計画について下記のとおり諮問します。

記

別添水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (第8次栽培漁業基本計画) の制定について



水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）  
（第8次福岡県栽培漁業基本計画）

本県は三方を豊かな海に囲まれ、内には国内有数の河川を有するなど水産業の基盤として大変恵まれた条件を有しており、それぞれの漁場で特色ある水産物が生産される一方で、水産資源の減少や魚価の低迷などにより漁業経営は厳しい状況にある。

このため、県では、令和4年3月に福岡県農林水産振興基本計画を策定し、漁場の生産力を高め、漁獲の安定を図るため、漁場づくりや資源管理とともに、栽培漁業を重要な施策に位置づけている。

栽培漁業は、水産動物の最も減耗の激しい卵から幼稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の持続的利用を図るものである。本県では、公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会（以下「協会」という。）、市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者等による確固たる協力体制のもと栽培漁業を推進している。

今後も栽培漁業を一層計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に基づき、令和8年度を目標年度として、本計画を策定する。

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

種苗放流において、地域の実情や海域特性を踏まえ、漁獲量に有意な変化を見込める規模を確保するとともに、対象種の重点化、放流適地への集中化に取り組む。また、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業を推進する。

なお、種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し実施する。

一方、本県における種苗生産の中核的施設である栽培漁業センターの老朽化に伴い、種苗生産能力の低下が懸念されることから、施設の更新に向けた検討を行う。

また、放流に必要な種苗を適切に確保するため、他県の種苗生産施設などと連携し、効率的な種苗生産体制の構築に取り組む。

(2) 種苗の育成の場の整備の推進

放流された種苗の育成場である藻場や干潟等の保全や回復を図るため、漁場の整備や漁港施設の有効活用、漁業者が取り組む植食性動物の除去などの活動を推進する。

(3) 広域種の種苗放流体制の構築

本県の区域を越えて回遊し漁獲されるクルマエビやトラフグ等の広域種については、関係機関が、その分布する海域の中で最も放流効果の高い適地への集中的な種苗放流や、受益に見合った費用負担を検討するなど、広域的な連携体制の構築に努める。

(4) 生物多様性の保全への配慮及び疾病等のまん延防除

国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針に基づき、生物多様性の保全へ配慮し、ウィルス性疾病等の発生及びまん延の防除に努め、健全な種苗の放流に取り組む。

(5) 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による健康の増進、自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、県民への普及及び啓発に取り組む。

2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

- 魚 類 トラフグ
- 甲殻類 クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ
- 貝 類 クロアワビ、アサリ
- 棘皮類 アカウニ

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

令和8年度において、本計画2で定めた水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは次のとおりとする。

水産動物の種類	放流数量	放流時の大きさ
トラフグ	30 万尾	全 長70ミリメートル
クルマエビ	300 万尾	全 長30ミリメートル
ヨシエビ	500 万尾	全 長30ミリメートル
ガザミ	180 万尾	全甲幅10ミリメートル
クロアワビ	50 万個	殻 長30ミリメートル
アカウニ	25 万個	殻 径20ミリメートル

なお、アサリの目標数量は、技術開発の成果を踏まえ検討する。

4 特定水産動物育成事業に関する事項

県は、本計画2で定めた水産動物のうち、経済効果が明らかな魚種については、必要に応じ、特定水産動物育成事業における育成水面制度を活用するよう努める。

5 水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

(1) 種苗生産の技術水準の目標

令和8年度において、栽培漁業センターの種苗生産の技術水準の目標は次のとおりとする。

水産動物の種類	1立方メートル当たりの生産数量	大きさ
トラフグ	350 尾	全 長70ミリメートル
クルマエビ・ヨシエビ	7,500 尾	全 長15ミリメートル
ガザミ	1,500 尾	全甲幅5ミリメートル
クロアワビ	3,000 個	殻 長30ミリメートル
アカウニ	4,000 個	殻 径20ミリメートル

(2) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進のための技術開発の推進

種苗放流の対象種について、遺伝的多様性を備えた健全な種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発や、疾病等の発生及びまん延防止のための技術開発に取り組む。

さらに、対象種の放流適地や最適な放流サイズ等の把握に取り組むとともに、種苗生産や放流、さらには育成にかかる技術開発を一体的に行うよう努める。

また、近年、資源の減少が顕著なアサリなど二枚貝の増殖のための技術開発に取り組む。

(3) 種苗生産や放流にかかる技術の継承

県は、水産動物の種苗生産や中間育成、放流の実施状況を把握するとともに、栽培漁業を担う人材の計画的な確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。

(4) 遺伝子組換え生物や外来生物等の取扱い

遺伝子を直接操作することや胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き行わない。また、栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから行わない。

(5) 技術開発水準の到達すべき段階

水産動物の種類	基準年における平均的技術開発段階	目標年における技術開発段階	事業実施期段階に到達した水産動物の技術的課題
トラフグ	E	F	—
クルマエビ	F	F	生産体制の効率化 放流効果の向上
ヨシエビ	F	F	早期生産体制の検討
ガザミ	F	F	生産性の向上
クロアワビ	F	F	防疫対策 生産性の向上
アサリ	C	D	—
アカウニ	F	F	生産性の向上

備考 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

- A 新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。
- B 量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。
- C 放流技術開発期 種苗量産技術の改良を行うとともに、放流効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D 事業化検討期 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E 事業実証期 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F 事業実施期 持続的な栽培漁業が成立する。

6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

栽培漁業の実施主体は、水産海洋技術センターや市町等と連携し、成育状況、分布回遊状況、漁獲状況等の調査を実施し、水産動物の放流後の増殖効果の把握に努める。

7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

県や協会、市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者等は、本県における栽培漁業を効率的かつ効果的に推進していくため、相互に緊密な連携に努める。

特に、協会は、計画的かつ安定的に種苗の生産や配布を行う等、本県の栽培漁業の中心的な役割を担っており、今後もその役割を担う。

また、広域種の種苗放流体制の推進を図るため、県や協会等は、各海域栽培漁業推進協議会及び栽培漁業推進協議会全国連絡会議との連携を強化する。

## 第8次計画（案）の概要

### ・ 根拠法令

沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）

沿岸漁場整備開発法施行令（昭和五十一年政令第五十一号）

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（国策定）

### ・ 目的（法第七条の二）

都道府県は、その区域に属する水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面を除く。以下同じ。）における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

### ・ 期間（施行令第二条）

都道府県は、法第七条の二第一項の基本計画を定める場合には、おおむね五年を一期として、当該都道府県の区域に属する水面における沿岸漁業に係る漁業事情及び当該水面の利用の状況並びにこれらに関するおおむね五年後の見通しに基づいて行うものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

国の方針は5年（令和4年～令和8年）

県の方針は3年（令和6年～令和8年）

### ・ 8次計画案の内容

#### 第1 指針

- （1）栽培漁業を漁獲管理と一体的に取り組んで推進する旨を明記。また、栽培漁業センターの老朽化のため、施設の更新の検討を行う旨を明記。
- （2）種苗の育成場の整備について7次計画に引き続き記載。
- （3）広域連携について7次計画に引き続き記載。
- （4）生物多様性の保全への配慮について7次計画に引き続き記載。
- （5）栽培漁業への理解醸成などを7次計画に引き続き記載。

#### 第2 栽培漁業対象種

7次計画に引き続き、トラフグ、クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、クロアワビ、アサリ、アカウニの7種。

#### 第3 放流目標数値

直近の放流実績や各地域の実情等を踏まえ、目標値を修正。

トラフグ 50万尾→30万尾

クルマエビ 700万尾→300万尾

クロアワビ 60 万個→50 万個

#### 第4 特定水産動物育成事業に関する項目

7次計画と同様に、事業を推進する旨の内容を記載。

#### 第5 技術開発に関する項目

##### (1) 種苗生産技術水準

種苗放流サイズの大型化に伴い、以下のとおり変更。

トラフグ 全長 30 ミリメートル 2,000 尾/m<sup>3</sup>

→全長 70 ミリメートル 350 尾/m<sup>3</sup>

健苗性を考慮し、以下のとおり変更。

クルマエビ・ヨシエビ 全長 15 ミリメートル 10,000 尾/m<sup>3</sup>

→全長 15 ミリメートル 7,500 尾/m<sup>3</sup>

健苗性を考慮し、以下のとおり変更。

ガザミ 全甲幅 5 ミリメートル 3,000 尾/m<sup>3</sup>

→全甲幅 5 ミリメートル 1,500 尾/m<sup>3</sup>

健苗性を考慮し、以下のとおり変更。

クロアワビ 殻長 30 ミリメートル 5,000 個/m<sup>3</sup>

→殻長 30 ミリメートル 3,000 個/m<sup>3</sup>

(2) 7次計画に引き続き、技術開発の推進に取り組む旨の内容を記載。

(3) 7次計画に引き続き、種苗生産技術及び放流技術の承継に努める旨の内容を記載。

(4) 7次計画に引き続き、遺伝子組換え生物や外来生物等の取扱いについて記載。

(5) 7次計画に引き続き、技術開発水準の到達すべき段階について記載。

#### 第6 増殖効果の把握

7次計画に引き続き、栽培漁業実施主体が増殖効果の把握に努める旨の内容を記載。

#### 第7 その他

栽培漁業関係者は、栽培漁業を効率的に推進していくため、相互に緊密な連携に努める旨の内容を記載。



策定 令和4年7月1日

# 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針

## 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針

高度経済成長の中、大規模な地域開発が進み、臨海工業地帯の造成や沿岸の都市化の進展により、漁場環境や水産動植物の生育環境が悪化した。その後、200海里の設定による海外漁場からの撤退に伴い、沿岸域における漁業生産の確保が大きな課題となった。このため、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給増大に寄与することを目的に、沿岸漁場整備開発法が制定され、栽培漁業が沿岸漁業の振興政策として位置付けられるとともに、各都道府県に栽培漁業センターが整備された。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。その結果、栽培漁業は対象種の資源維持や漁獲の安定化に一定の役割を果たすとともに、対象種の生態解明や漁場環境の保全、放流種苗の管理を通じた資源管理意識の醸成等を通じ遊漁も含めた沿岸漁業の振興や資源の持続的な利用に貢献してきた。これにより、資源の維持・増大に成功し、漁獲管理に移行しているものがある。一方で、十分な効果を上げるに至っていないものもあるとの指摘もある。

平成27年の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定後、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造の確立を図るため、「水産政策の改革」に取り組むことが決定された。水産改革の柱となる資源管理等については、平成30年12月に公布、令和2年12月に施行した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）や令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」等に基づき、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直しなどが取り組まれてきた。

このような取組の中で、栽培漁業については、「水産政策の改革について」（平成30年6月1日改訂「農林水産業・地域の活力創造プラン（別紙8）」）において、新たな資源管理システムの下で資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化することとされ、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するものとされた。都道府県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種と、放流した地先で漁獲される地先種のいずれにおいても、種苗放流の効果の検証と、その結果を踏まえた効果的な栽培漁業の推進がこれまで以上に求められているところである。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、最大持続生産量（以下「MSY」という。）ベースの資源評価において、種苗放流の規模を変化させた場合に目標資源量の達成確率がどのように変化するか示されており、種苗の放流尾数の増減が資源量の増減に大きく影響する資源と、種苗放流の効果が必ずしも明瞭でない資源とがあることが明らかになっている。種苗放流が資源の維持・増大につながっているか、そもそも漁獲圧が過大でないかなどを科学的に検証しながら、資源管理の枠組みのもとで、資源の持続的な利用のために効果が期待できる魚種・系群に種苗放流の対象を絞り込むことが必要となっている。

放流した地先で漁獲されるウニ類、アワビ類、ハタ類等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、種苗放流による対象資源の維持・増大とともに、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により漁獲量が減少している。種苗放流の効果検証を行うとともに、持続的な漁業生産を確保し地域の漁業振興を図るため、海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化への対応の点で、効果が期待できる魚種を適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に種苗放流を進めることが必要である。また、地先種の一部においては、隣り合う都道府県が連携することで種苗放流の効果が上がると期待される魚種もあることから、こうした魚種については都道府県間での連携・協働を促進・助長する枠組みが必要である。これらの取組を通じて、地先種の栽培漁業についてのモデルを作り、その横展開を図ることが重要と考えられる。

また、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は復旧が完了し、種苗生産能力は震災前の水準まで回復した。今後は、種苗放流の効果の拡大・向上へ向けた取組を強化していく段階へ移行している。

一方、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によっては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。加えて、都道府県の財政状況の悪化、燃油の高騰、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による漁業者の負担能力の低下等により種苗放流経費の確保が困難となっている状況も見られる。特に広域種については、全国を6つの海域に分けた海域栽培漁業推進協議会（以下「海域協議会」という。）において、関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討が進められているところであり、今後、検討のさらなる深化が求められている。

このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進め、漁獲量の増大に向けて、より効果的な栽培漁業を推進することが重要と考えられる。

さらに、種苗放流にあたっては、生物多様性保全への配慮や、放流された種苗の育成の場の整備との連携、栽培漁業に関する国民への理解醸成の取組の強化が求められている。加えて、種苗放流の効果の検証にあたっては、遊漁による採捕を適切に見積もることが重要であり、このため遊漁関係者と連携した採捕量の把握等にも取り組む必要がある。

これらの課題に対応するため、水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定）では栽培漁業について、地先種は「環境要因に適応した受益者負担を伴う種苗放流の継続を図る」とし、広域種は「資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源の維持が可能な魚種も出てきており、こうした魚種については、種苗放流による資源造成から適切な漁獲管理措置への移行を推進する」としている。

このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「豊かな海づくり協会」という。）、漁業者団体その他関係団体並びに漁業

者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、今後の我が国の社会経済的・自然的状況に見合った効果的な栽培漁業を実現するため、以下の取組を推進する。

## 第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

### (1) 漁獲管理との一体的な取組

水産資源は、新たに生まれ、成長することで増え、自然的な減耗に加えて漁獲により減少する。資源管理は、この基本的な性質を踏まえ、人為的な行為である漁獲をコントロールすることで資源を持続的に利用しようとするものである。

種苗放流は、人為的に種苗を放流し、天然で新たに生まれる資源に追加することで将来の親や漁獲量の増大に貢献しようとするものである。このため、後述の MSY ベースの資源評価結果や都道府県水産試験場等で行われている種苗放流効果把握調査の結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じ、広域漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業を推進する。

資源管理の前提となる資源評価においては、MSY の達成に向けて漁獲管理と種苗放流を組み合わせた資源評価に取り組むとともに、天然由来の加入量と放流由来の加入量の定量的な評価や、放流種苗の生残過程の把握、放流種苗による再生産や漁獲量の増加への貢献度の把握など、種苗放流の効果の評価と効果的な栽培漁業の実施の基礎となる知見の収集・公表に努める。

### (2) 放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進

種苗放流を実施している魚種は、MSY ベースの資源評価を基に、都道府県水産試験場等で行われている種苗放流効果把握調査等の結果も踏まえて放流効果の検証を行う。MSY ベースの資源評価が行われていない魚種については、国が行う資源調査・評価や都道府県水産試験場等で行われている種苗放流効果把握調査等の結果に基づき、定量的な指標に基づく種苗放流の効果の検証に努める。種苗放流効果の検証結果を踏まえて、資源造成効果の高い種苗放流の対象種の検討を行うとともに、関係者で種苗放流効果の高い適地での放流方法を検討する。資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持できている魚種は、種苗放流による資源造成から漁獲管理への移行を推進する。種苗放流効果の検証にあたっては、漁業者、加工業者、種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意見を聴くこととする。なお、水産動物の種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重する。

### (3) 地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組

放流した地先で漁獲されるウニ類、アワビ類、ハタ類等の地先種については、栽培漁業

の持続的な実施体制を確立するため、沿岸漁場整備開発法第7条の2第4項の「放流効果実証事業」の実施によって、種苗放流の効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、その結果を考慮し、継続的な栽培漁業の実施に向けて、適切な費用負担のあり方を検討する。また、必要に応じ、同条第2項第4号の「特定水産動物育成事業」における育成水面制度を活用するよう努める。

#### (4) 広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、種苗放流を実施する場合には、その分布する海域の中で最も放流効果の高い放流適地に種苗を放流するとともに、都道府県の区域を越えて種苗放流に係る受益と費用負担の公平化に向けて取り組むことが重要である。このため、海域協議会において海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」(以下「広域プラン」という。)に示された資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を勘案し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。また、広域プランにおいて資源評価結果を踏まえた放流数量等の種苗放流に関する目標を設定し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組むとともに、近年の海洋環境の変化に伴う各魚種の分布・回遊域の変化を踏まえて、広域プランがより効果的な取組となるよう、特に適種、適地、適期、適した放流サイズでの種苗放流の実施の観点から検討を行うとともに、海域協議会等において、広域種の種苗放流に係る受益に見合った費用負担の公平化の実現に向けた検討を行う。

#### (5) 共同種苗生産体制の構築

近年、種苗生産施設の老朽化により種苗生産能力が低下してきていることを踏まえ、施設の計画的な改修及び更新に努めるとともに、資源回復や施設維持、受益者負担等に関し、将来の見通しが立ち、安定的な運営ができる施設については整備を推進する。単一の都道府県による種苗生産施設の運営が困難な場合、複数の都道府県での共同利用や養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進する。共同利用化した施設については、複数の地方公共団体による運営方式を検討する。各都道府県等の種苗生産施設における種苗生産コストも勘案し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築に取り組む。

また、共同種苗生産体制の構築に当たっては、疾病等による生産不調等のリスク管理に配慮する。

なお、効果的な栽培漁業の推進にあたっては、種苗生産施設等のハード面と種苗生産技術等のソフト面のバランスの取れた運営が不可欠である。このため、施設の改修や運営に当たってはICTの導入を図り、施設運営の省人・省力化とコストの削減を図る。

#### (6) 放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮

地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面におけ

る種苗放流の効果を把握するとともに、DNA 情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流の再生産への寄与を検証し、放流計画に反映させる。また、種苗放流の実施に当たっては、天然の海域に大量の人工種苗を放流することによる遺伝的な攪乱のリスクを低減するため、国及び機構が作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」を種苗生産の現場へ普及するとともに、放流された種苗と在来魚種の間における捕食－被食関係や競争関係を通じた周辺の生態系への影響にも配慮し、生物多様性の保全との両立に努める。

#### (7) 栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及

栽培漁業の国民への啓発及び普及に取り組む。特に、遊漁関係者と連携して遊漁における栽培漁業対象種の採捕量の情報収集の強化に努めるとともに、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、遊漁者や遊漁船業者等を含む幅広い関係者への栽培漁業に対する理解の醸成を図る。さらに、水産資源の動態の解明における栽培漁業が果たす学術的な貢献について、パンフレット等の資料の作成・配布を通じてわかりやすく示すことや、初等中等教育の現場との連携を通じて、水産資源の持続的な利用やそれを取り巻く水域環境の保全の重要性に対する理解の増進等に取り組む。

#### (8) 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進

種苗放流の効果を高めるためにも、引き続き、放流された種苗の育成場である藻場、干潟等の保全や回復のための漁場整備、水産生物の増殖や生育に配慮した漁港施設の整備及び漁業者や地域住民等が取り組む海岸清掃等の活動と種苗放流の連携の推進に努める。

#### (9) 東日本大震災からの復興

東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、復旧した種苗生産施設を活用し、震災後の沿岸生態系や水産資源の状況に合わせた効果的な栽培漁業の実施に取り組む。また、被災地における漁獲物の安定的な生産・供給に資するよう、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。

#### (10) 主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し

本基本方針に基づく取組の推進による、令和8年度における各栽培漁業対象種の漁獲量の見通しについては、各種・系群の資源評価結果に基づくものとする。

## 第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

#### (1) 栽培漁業の推進のための技術開発の推進

放流種苗の生残率の向上のために、種苗放流の対象種について、その系群ごとに放流適地、生産コスト及び放流効果から見て最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り

組むとともに、種苗生産から放流、さらには未成魚の混獲防止等の一連の技術開発を一体的に行うよう努める。また、消費者ニーズが高く、漁業者からの大量種苗生産技術の開発に対する要望が強い、新たな栽培漁業対象種の技術開発に取り組む。

種苗生産等における減耗を防止するための技術開発に取り組み、種苗生産及び中間育成の現場においては、減耗を未然に防止できるよう、開発された技術を活用して、適切な飼育管理の徹底に取り組む。

また、種苗生産技術の開発・改良にあたっては、積極的に ICT の導入に努め、作業の自動化や省人・省力化を図ることも重要である。

放流尾数や放流サイズ等の種苗放流の実態や漁獲物への放流種苗由来の個体の混獲状況の把握に努め、資源評価における種苗放流の効果を定量的に評価するとともに、効果的な栽培漁業のあり方の検討に資するよう調査の拡充や手法の高度化に努める。

## (2) 環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進

地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため、新規栽培漁業対象種の探索や対象種の転換、種苗放流手法の見直し等必要な技術開発に努める。また、近年、資源の減少が顕著な二枚貝の増殖のための技術の開発に取り組む。これらを含め、栽培漁業に関する技術開発においては、対象種について、稚仔魚等の生理・生態、餌料、生息環境等の基礎的な知見の充実を図る。

## (3) 技術の維持と継承

栽培漁業の技術については、種苗生産や種苗放流が漁業者等によって実施されている魚種を含め、種苗生産や中間育成、放流の実施状況等について情報を収集し、各種技術が種苗生産現場等で適切に利用されるように努めるとともに、疾病等の問題を迅速に解決できる体制の整備に取り組む。また、生産技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況を踏まえ、関係都道府県間で連携し、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。さらに、種苗放流の実施が資源管理上有効であると認められた魚種においては、漁獲管理への移行後、環境変動等により資源が急激に悪化した場合に備え、種苗放流の再開も視野に入れた対応を行うためには技術の確保が重要であることから、既往技術の体系的なマニュアル化や普及・啓発、技術研修の機会を設ける等の取組を進める。

## (4) 栽培漁業技術の展開

これまでに栽培漁業に関して開発されてきた親魚養成、種苗生産、疾病防除等の技術については養殖業に、標識技術や標識放流を活用した生息域の把握、生残率の推定等の技術については漁獲管理等に、それぞれ応用されるよう、その改良や普及を図るとともに、栽培漁業と他の水産分野で活用できる横断的な技術開発に努める。

(5) 遺伝子組換え生物等の取扱い

外来遺伝子の導入による品種の開発及び種苗放流については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）等に基づいて適正に実施する。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物及び胚の操作により開発された品種等であって遺伝子組換え技術及びゲノム編集技術を利用していないものについては、後世代の資源増大への寄与が明確ではないことから、種苗放流は行わない。

(6) 外来生物の導入

栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。

(7) 機構の役割

機構は、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して技術的な指導及び助言を行う。

### 第 3 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

(1) 関係機関の連携

環境変化に対応しながら栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術開発、主な栽培対象種の資源評価並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、機構及び豊かな海づくり協会は、全体の方向付け、進行管理及び都道府県間の連携を推進するための調整を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成、種苗放流効果の検証等を行い、効果的な栽培漁業を実施する。

(2) 都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化

栽培漁業を効率的に推進するため、豊かな海づくり協会を事務局とする海域栽培漁業推進協議会全国連絡会議の下で、都道府県、都道府県の栽培漁業協会その他の栽培漁業の推進団体は、栽培漁業の技術及び情報の交換、人材の交流等を推進する。また、資源評価結果を踏まえ、遺伝的多様性をはじめとする生物多様性の保全に配慮しながら効率的



かつ効果的な栽培漁業の推進体制の構築に努めるとともに、各海域ごとに設置された海域協議会の下で種苗の生産、放流、育成、放流効果の検証等において連携を強化する。

(3) 基本方針の期間等

本基本方針の期間は、令和4年度から令和8年度までとする。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画  
(第7次福岡県栽培漁業基本計画)

本県は三方を豊かな海に囲まれ、内には国内有数の河川を有するなど水産業の基盤として大変恵まれた条件を有しており、それぞれの漁場で特色ある水産物が生産される一方で、水産資源の減少や魚価の低迷などにより漁業経営は厳しい状況にある。

このため、県では、平成25年3月に福岡県水産振興基本計画を策定し、漁場の生産力を高め、漁獲の安定を図るため、漁場づくりや資源管理とともに、栽培漁業を重要な施策に位置づけている。

栽培漁業は、水産動物の最も減耗の激しい卵から幼稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の持続的利用を図るものである。本県では、公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会、市町、漁業協同組合、漁業者等による確固たる協力体制のもと栽培漁業を推進している。

今後も栽培漁業を一層計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に基づき、平成33年度を目標年度として、本計画を策定する。

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

種苗放流において、地域の実情や海域特性を踏まえ、漁獲量に有意な変化を見込める規模を確保するとともに、対象種の重点化、放流適地への集中化に取り組む。さらに、従来の一代回収型栽培漁業を発展させ、栽培漁業の対象となる水産動物の資源の維持・増大を図るため、成長した種苗を漁獲対象とするのみならず、その一部を獲り残すことによって親魚として再生産にも寄与する資源造成型栽培漁業の取組を推進する。

なお、種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し実施する。

一方、本県における種苗生産の中核的施設である県栽培漁業センターの老朽化に伴い、種苗生産能力の低下が懸念されることから、施設の計画的な補修及び更新に努めるとともに、放流に必要な種苗を適切に確保するため、他県の種苗生産施設などと連携し、効率的な種苗生産体制の構築に取り組む。

(2) 資源管理との連携強化や種苗の育成の場の整備の推進

資源造成型栽培漁業の実現のため、小型個体や産卵親魚の保護などの資源管理と種苗放流の一体的な取組を推進する。また、放流された種苗の育成場である藻場や干潟等の保全や回復を図るため、漁場の整備や漁港施設の有効活用、漁業者が取り組む植食性動物の除去などの活動を推進する。

(3) 広域種の種苗放流体制の構築

本県の区域を越えて回遊し漁獲されるクルマエビやトラフグ等の広域種については、関係機関が、その分布する海域の中で最も放流効果の高い適地への集中的な種苗放流や、受益に見合った費用負担を検討するなど、広域的な連携体制の構築に努める。

(4) 生物多様性の保全への配慮

国及び国立研究開発法人水産総合研究センターが作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針に基づき、健全な種苗の放流に取り組むとともに、ウイルス性疾病等の発生及びまん延の防除に努める。

(5) 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による健康の増進、自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、県民への普及及び啓発に取り組む。

2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

- 魚 類 トラフグ
- 甲殻類 クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ
- 貝 類 クロアワビ、アサリ
- 棘皮類 アカウニ

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成 33 年度において、本計画 2 で定めた水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは次のとおりとする。

水産動物の種類	放流数量	放流時の大きさ
トラフグ	50 万尾	全長 70 ミリメートル
クルマエビ	700 万尾	全長 30 ミリメートル
ヨシエビ	500 万尾	全長 30 ミリメートル
ガザミ	180 万尾	全甲幅 10 ミリメートル
クロアワビ	60 万個	殻長 30 ミリメートル
アカウニ	25 万個	殻長 20 ミリメートル

なお、アサリの目標数量は、技術開発の成果を踏まえ検討する。

4 特定水産動物育成事業に関する事項

県は、本計画 2 で定めた水産動物のうち、経済効果が明らかな魚種については、必要に応じ、特定水産物育成事業における育成水面制度を活用するよう努める。

5 水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

(1) 種苗生産の技術水準の目標

平成 33 年度において、栽培漁業センターの種苗生産の目標は次のとおりとする。

水産動物の種類	1立方メートル当たりの生産数量	大きさ
トラフグ	2,000尾	全長30ミリメートル
クルマエビ・ヨシエビ	10,000尾	全長15ミリメートル
ガザミ	3,000尾	全甲幅5ミリメートル
クロアワビ	5,000個	殻長30ミリメートル
アカウニ	4,000個	殻径20ミリメートル

(2) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進のための技術開発の推進

種苗放流の対象種について、遺伝的多様性を備えた健全な種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発や、疾病等の発生及びまん延防止のための技術開発に取り組む。

さらに、対象種の放流適地や最適な放流サイズ等の把握に取り組むとともに、種苗生産や放流、さらには育成にかかる技術開発を一体的に行うよう努める。

また、近年、資源の減少が顕著なアサリなど二枚貝の増殖のための技術開発に取り組む。

(3) 種苗生産や放流にかかる技術の承継

県は、水産動物の種苗生産や中間育成、放流の実施状況を把握するとともに、栽培漁業を担う人材の計画的な確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。

(4) 遺伝子組換え生物や外来生物等の取扱い

遺伝子を直接操作することや胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き行わない。また、栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから行わない。

(5) 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	基準年における平均的技術開発段階	目標年における技術開発段階	事業実施期段階に到達した魚種の技術的課題
トラフグ	E	F	—
クルマエビ	F	F	生産体制の効率化 放流効果の向上
ヨシエビ	F	F	早期生産体制の検討
ガザミ	F	F	生産性の向上
クロアワビ	F	F	防疫対策 生産性の向上
アサリ	C	D	—
アカウニ	F	F	生産性の向上

備考 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

A 新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。

- B 量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。
- C 放流技術開発期 種苗量産技術の改良を行うとともに、放流効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D 事業化検討期 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E 事業実証期 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F 事業実施期 持続的な栽培漁業が成立する。

6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

栽培漁業の実施主体は、県水産海洋技術センターや市町等と連携し、成育状況、分布回遊状況、漁獲状況等の調査を実施し、水産動物の放流後の増殖効果の把握に努める。

7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

県や公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会、市町、漁業協同組合、漁業者等は、本県における栽培漁業を効率的かつ効果的に推進していくため、相互に緊密な連携に努める。

とくに、公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会は、計画的かつ安定的に種苗の生産や配布を行う等、本県の栽培漁業の中心的な役割を担っており、今後もその役割を担う。

また、広域種の種苗放流体制の推進を図るため、県や公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会等は、各海域栽培漁業推進協議会及び栽培漁業推進協議会全国連絡会議との連携を強化する。

## 福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流し刺し網漁業について

### 1 山口県厚狭地方漁業共励会での申し合わせ

山口県厚狭地方漁業共励会において、昭和30年代から福岡・山口両県の行政立ち会いの上、入漁隻数、操業期間、その他操業上の問題等について話し合いが行われている。

令和6年2月3日に開催された共励会において、両県漁業者の合意に基づいて、令和6年漁期の両県入漁について、次のとおり決定された。

#### (1) 福岡県から山口県への入漁

##### ア いか巣網漁業（いかかご漁業）

- ① 入漁隻数 100隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

#### (2) 山口県から福岡県への入漁

##### ア きす流し刺し網漁業

- ① 入漁隻数 12隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

##### イ こち建網漁業

- ① 入漁隻数 68隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

#### (参考) 昨年の許可実績

- (1) いか巣網漁業（いかかご漁業） 20隻
- (2) きす流し刺し網漁業 2隻
- (3) こち建網漁業 11隻

### 2 令和6年における山口県から福岡県への入漁者の許可隻数について

- (1) きす流し刺し網漁業 12隻以内
- (2) こち建網漁業 68隻以内

## なるとびえい流し刺し網漁業許可の短期許可について

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

### 【背景】

- 令和6年1月22日の漁業調整委員会で、なるとびえい流し刺し網漁業許可の漁業時期及び操業区域の変更が承認された。(漁業時期：6月1日～11月30日→4月20日～11月30日、条件：操業区域に門司区恒見～同区蕪島までの区域を追加)
- ただし、委員会の中では、既存漁業である漁業権漁業のいかかごや、許可漁業の刺し網類との競合を懸念する意見が挙がった。

### 【対応案】

- 福岡県漁業調整規則第15条第2項に基づき、短期(有効期間1年間)の漁業許可を発行し、新許可へ移行した後の動向を注視。
- なるとびえい流し刺し網漁業許可の有効期間を一時的(3年間)に5年間→1年間に短縮。

### 【今後の方針案】

- 令和6年から令和8年の間(3年間)は有効期間1年間の短期許可を発行。
- 既存漁業とのトラブル等が無いことを確認したうえで、令和9年から有効期間5年間の許可を発行。

### 【今後のスケジュール(見込)】

R 6 . 3月 1年許可発行  
R 7 . 3月            "  
R 8 . 3月            "  
R 9 . 3月～ 5年許可発行

### 【関係法令】

○福岡県漁業調整規則

(許可の有効期間)

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

ただし、前条第一項(第一号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十五号までに掲げる漁業 五年

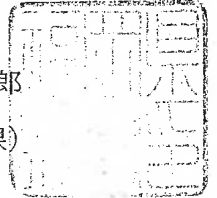
2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

資料 4  
(22-15豊前漁調委)  
(R6.2.14)

5漁管第1617号  
令和6年2月14日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、豊前海区の漁協から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき報告します。





## 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和6年2月14日

漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況について1年に1回以上県知事に報告しなければならない（漁業法第90条第1項、漁業法施行規則第28条第1項）。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告しなければならない（漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項）。

○報告をすべき事項（漁業法施行規則第28条第2項）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取り組みの実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあつては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○豊前海区の漁業権免許状況

- ・ 第1種、第2種共同漁業権 3件
- ・ 第1種区画漁業権 36件

【参考】漁業権に係る漁業の区分（漁業法第60条）

共同漁業	第1種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アサリ、サルボウなど)
	第2種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、柵網など)
区画漁業	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (のり養殖、かき養殖など)

令和4年漁業権に係る資源管理の状況等の報告(豊前海区)

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類 (対象種)	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	報告の対象 となる期間(※)	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ 有効な活用状況
共同	豊共第1号	第1.2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字大久保基点2号までの地先	豊前海北部漁協	恒見、田野浦	団体	令和4年度	106	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州東部漁協	今津	"	令和4年	28	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	曾根漁協	-	"	"	34	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	苅田町漁協	-	"	"	39	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	葦島漁協	-	"	令和4年度	113	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	行橋市漁協	稲童、長井	"	令和4年	138	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	豊築漁協	西八田、椎田町、松江浦、八屋	"	"	158	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	吉富漁協	-	"	"	70	○	適切かつ有効
"	豊共第2号	"	"	北九州市門司区門司崎灯台から 同市門司区大字大久保基点第2号までの地先	豊前海北部漁協 (田野浦)	田野浦	"	令和4年度	18	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州市漁協 (旧門司)	旧門司	"	"	17	○	適切かつ有効
"	豊共第3号	"	"	北九州市小倉南区から 京都郡苅田町までの地先	豊前海北部漁協 (恒見)	恒見	"	令和4年度	56	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	北九州東部漁協 (本所)	-	"	令和4年	17	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	曾根漁協	-	"	"	34	○	適切かつ有効
"	"	"	"	"	苅田町漁協	-	"	"	39	○	適切かつ有効
区画	豊区第1号	第1種	のり	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	-	"	"	15	○	適切かつ有効
"	豊区第2号	"	"	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	"	令和4年度	4	○	適切かつ有効
"	豊区第3号	"	"	"	"	-	"	"	4	○	適切かつ有効
"	豊区第4号	"	"	"	"	-	"	"	4	○	適切かつ有効
"	豊区第5号	"	"	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	"	令和4年	3	○	適切かつ有効
"	豊区第6号	"	"	"	"	"	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第7号	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	"	"	3	○	適切かつ有効
"	豊区第101号	"	"	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	"	令和4年度	4	○	適切かつ有効
"	豊区第201号	"	かき	北九州市門司区大字柄杓田地先	豊前海北部漁協	-	"	"	6	○	適切かつ有効
"	豊区第202号	"	"	北九州市門司区大字喜多久地先	"	-	"	"	6	○	適切かつ有効
"	豊区第203号	"	"	北九州市門司区大字伊川地先	"	-	"	"	6	○	適切かつ有効
"	豊区第204号	"	"	北九州市門司区大字浦中地先	"	恒見	"	"	56	○	適切かつ有効
"	豊区第205号	"	"	北九州市門司区大字井の浦地先	"	"	"	"	56	○	適切かつ有効
"	豊区第206号	"	"	北九州市門司区大字恒見地先	"	"	"	"	56	○	適切かつ有効
"	豊区第207号	"	"	北九州市小倉南区井の浦地先	北九州東部漁協	-	"	令和4年	6	○	適切かつ有効
"	豊区第208号	"	"	北九州市小倉南区大字吉田地先	"	-	"	"	6	○	適切かつ有効
"	豊区第209号	"	"	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	"	"	32	○	適切かつ有効
"	豊区第210号	"	"	"	"	-	"	"	32	○	適切かつ有効
"	豊区第211号	"	"	"	"	-	"	"	32	○	適切かつ有効
"	豊区第212号	"	"	京都郡苅田町地先	苅田町漁協	-	"	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第213号	"	"	京都郡苅田町地先	"	-	"	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第214号	"	"	京都郡苅田町地先	"	-	"	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第215号	"	"	京都郡苅田町地先	"	-	"	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第216号	"	"	京都郡苅田町地先	"	-	"	"	16	○	適切かつ有効
"	豊区第217号	"	"	行橋市大字葦島地先	葦島漁協	-	"	令和4年度	8	○	適切かつ有効
"	豊区第218号	"	"	"	"	-	"	令和4年	8	○	適切かつ有効

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類 (対象種)	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	報告の対象 となる期間(※)	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ 有効な活用状況
区画	豊区第219号	〃	〃	築上郡築上町大字湊地先	豊築漁協	椎田町	〃	〃	6	○	適切かつ有効
〃	豊区第220号	〃	〃	築上郡築上町大字有安地先	〃	〃	〃	〃	6	○	適切かつ有効
〃	豊区第221号	〃	〃	豊前市大字松江地先	〃	松江浦	〃	〃	2	○	適切かつ有効
〃	豊区第222号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2	○	適切かつ有効
〃	豊区第223号	〃	〃	豊前市大字八屋地先	〃	八屋	〃	〃	2	○	適切かつ有効
〃	豊区第224号	〃	〃	豊前市大字宇島地先	〃	-	〃	〃	2	○	適切かつ有効
〃	豊区第225号	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	2	○	適切かつ有効
〃	豊区第226号	〃	〃	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	-	〃	〃	3	○	適切かつ有効
〃	豊区第227号	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	3	○	適切かつ有効
〃	豊区第301号	〃	かき・わかめ	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	〃	〃	2	○	適切かつ有効

※令和4年度：令和4年4月1日～令和5年3月31日、令和4年：令和4年1月1日～令和4年12月31日